

(別紙)

平成 20 年 10 月 1 日以降の閉鎖性海域に係る窒素・磷の暫定排水基準

(1) 窒素含有量 (単位 : mg/L)

業種	許容限度 ※ () 内は日間平均値		備考
	~平成 20 年 9 月 30 日	平成 20 年 10 月 1 日~	
天然ガス鉱業	160 (150)	160 (150)	
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第一号のニイに掲げる施設を有するものに限る。)	190 (150)	190 (150)	
畜産農業 (上記以外)	190 (150)	—	一般排水基準へ移行。
酸化銀製造業	240 (210)	—	一般排水基準へ移行。
酸化コバルト製造業	900 (750)	550 (300)	
黄鉛顔料製造業	1300 (950)	—	一般排水基準へ移行。
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	6000 (5000)	5000 (3850)	
(参考) 一般排水基準	120 (60)		

(2) 磷含有量 (単位 : mg/L)

業種	許容限度 ※ () 内は日間平均値		備考
	~平成 20 年 9 月 30 日	平成 20 年 10 月 1 日~	
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第一号のニイに掲げる施設を有するものに限る。)	30 (24)	30 (24)	
畜産農業 (上記以外)	30 (24)	—	一般排水基準へ移行。
磷化合物製造業 (縮合磷酸塩製造工程を有するものに限る。)	40 (10)	40 (10)	
(参考) 一般排水基準	16 (8)		